

設計業務等委託契約における 設計変更ガイドライン

平成29年6月
森林保全課

目 次

1	策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1
1-1	設計業務等委託契約の特徴	
1-2	策定の理由	
1-3	発注者・受注者の留意事項	
2	設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.3
3	設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.4
4	設計変更が可能なケースの具体例・・・・・・・・・・・・・・・・	P.5
	ケース1 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	
	ケース2 設計図書の表示が明確でない場合	
	ケース3 設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と 実際の現場が一致しない場合	
	ケース4 業務の中止の場合の手続	
	ケース5 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続	
	ケース6 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	
5	設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.11

本ガイドラインは、岩手県が発注する治山林道事業に係る設計業務等委託契約を対象とするものであり、設計変更における留意点等を取りまとめ、発注者・受注者双方の共通認識を深めることを目的としています。

岩手県農林水産部 森林保全課
技術指導担当（電話 019-629-5799）

1 制定の背景

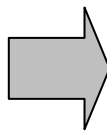
1-1 設計業務等委託契約の特徴

設計業務等委託契約は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「設計業務等委託契約」とは、地質調査業務（一般調査業務、解析等調査業務）、測量業務、設計業務、計画作成等業務、用地調査業務をいう。

1-2 策定の理由

適切な設計変更の実施には、発注者と受注者が相互に正しい設計変更のルールについて理解しておく必要がある。



設計変更における留意点等を「設計業務等委託契約における設計変更における設計変更ガイドライン」として取りまと

1-3 発注者・請負者の留意事項

(1) 発注者の留意事項

適正な履行期間を確保し、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越の適切な運用を行う。

当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書の変更の円滑化を図る必要がある。

必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件も含めるものとする）を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

また、入札参加者から質問があった場合には、具体的かつ明確に回答する。

(2) 受注者の留意事項

入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。

業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。

業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。

業務中に疑義等が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

2 設計変更が不可能なケース

下記の場合においては、原則として設計変更できない。

注記：なお、災害防止等のために緊急やむをえない事情があるときはこの限りではないが、その場合においては、受注者は発注者にすみやかに報告しなければならない。

【契約書別記第 26 条（臨機の措置）、地質調査標準仕様書第 1134 条（臨機の措置）、測量業務標準仕様書第 2134 条（臨機の措置）、設計及び計画作成等業務等標準仕様書第 3132 条（臨機の措置）】

- (1) 設計図書に条件明示の無い事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合

注記：「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者また調査職員（監督職員）と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

【地質調査業務共通仕様書第 1102 条（用語の定義）29、測量業務標準仕様書第 2102 条（用語の定義）29、設計及び計画作成等業務等標準仕様書第 3102 条（用語の定義）30】

- (2) 発注者と「協議」をしているが、回答等が無い時点で業務を実施した場合

- (3) 設計業務等委託契約書別記・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合

【契約書別記第 18 条～25 条、共通仕様書第 1121 条～第 1124 条】

- (4) 正式な書面による指示等が無い時点で業務を実施した場合

3 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては設計変更が可能である。

	該当する事実	根拠
ケース 1	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	契約書別記第 18 条第 1 項第 2 号
ケース 2	設計図書の表示が明確でない場合	契約書別記第 18 条第 1 項第 3 号
ケース 3	設計図書の自然的又は人為的な施行条件が実際と相違する場合	契約書別記第 18 条第 1 項第 4 号
ケース 4	業務の中止の場合の手續	業務の中止の場合の手續
ケース 5	受注者の請求による履行期間の延長の場合の手續	契約書別記第 22 条
ケース 6	「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	標準仕様書第 1106 条、第 2107 条、第 3105 条

注記：上記以外にも契約書別記では、貸与品等（第 16 条）、設計図書不適合の場合（第 17 条）、発注者が必要と認め変更する場合（第 19 条）、賃金又は物価の変動（第 25 条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

ただし、変更指示・設計変更にあたっては、下記事項に留意する。

- (1) 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。ただし、「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。

注記：「指示」とは、契約図書の定めに基づき、調査（監督）職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう

【設計及び計画作成等業務標準仕様書第 3102 条（用語の定義）22】。

- (2) 受・発注者は当初設計の考え方や設計条件を再確認して、「協議」に臨む。

- (3) 設計変更に伴う契約変更の手續は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

注記：ただし、以下に該当する場合とし、その他の設計変更に伴うものは工期の末（債務負担行為に基づく業務にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りる。
○業務内容の変更で重要なもの。

- (4) 履行期間の変更にあたっては、発注者、受注者が協議し定める。

注記：ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。

4 設計変更が可能なケースの具体例

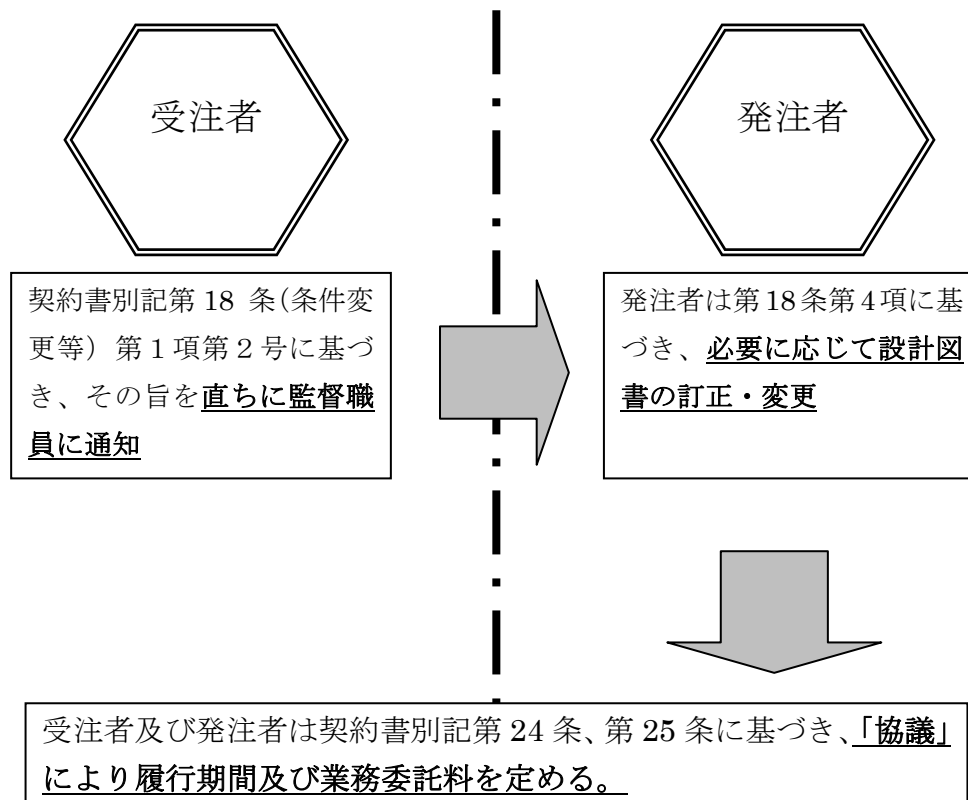
ケース 1 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

【契約書別記第 18 条第 1 項第 2 号】

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

- 例
- ア. 貸与された資料を確認したところ契約数量に誤りがあった。
 - イ. 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
 - ウ. 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。
 - エ. 条件明示に「設計に必要な調査は、別業務で実施済み」と記載されていたが、行われていなかった。
 - オ. 基準点測量に係る等級選定等が適正に設計されていない。
 - カ. 地質調査に伴うサンプリングのための削孔が設計されていない。



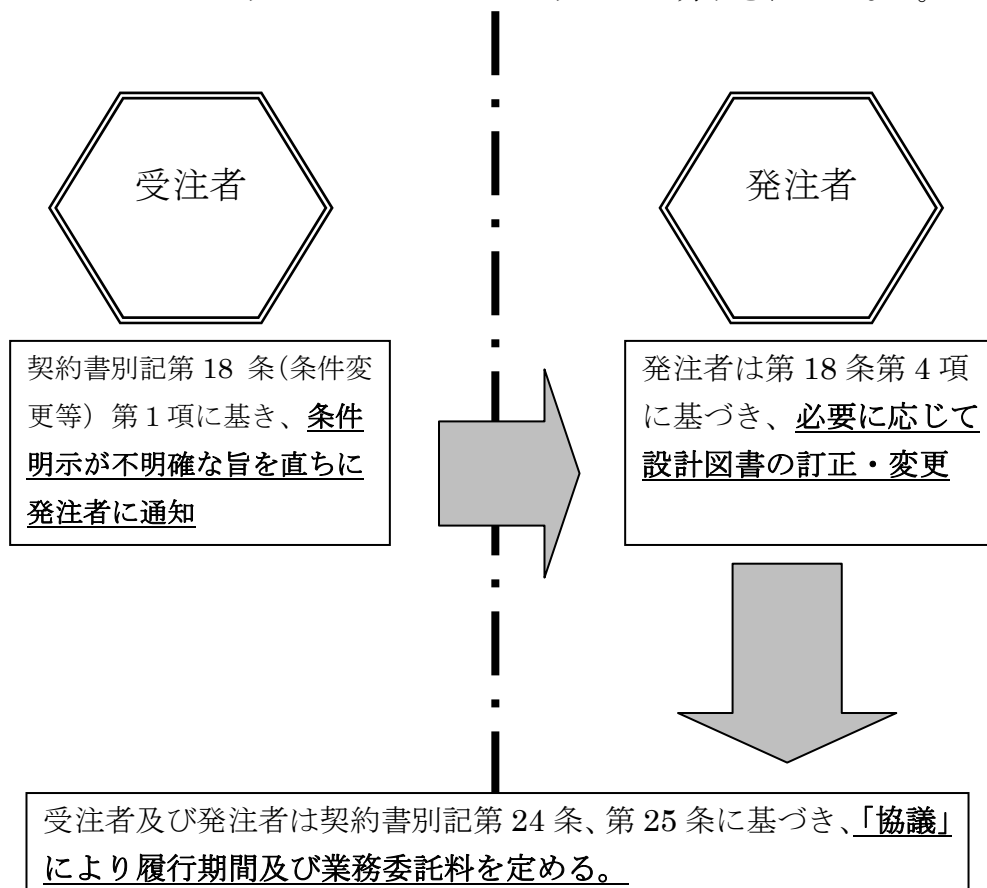
ケース 2 設計図書の表示が明確でない場合

【契約書別記第 18 条第 1 項第 3 号】

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

- 例 ア. 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
- イ. 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- ウ. 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- エ. 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。
- オ. 打合せ協議は明示されているが、回数が不明確な場合。
- カ. オールコアボーリングかノンコアボーリングか明示されていない。



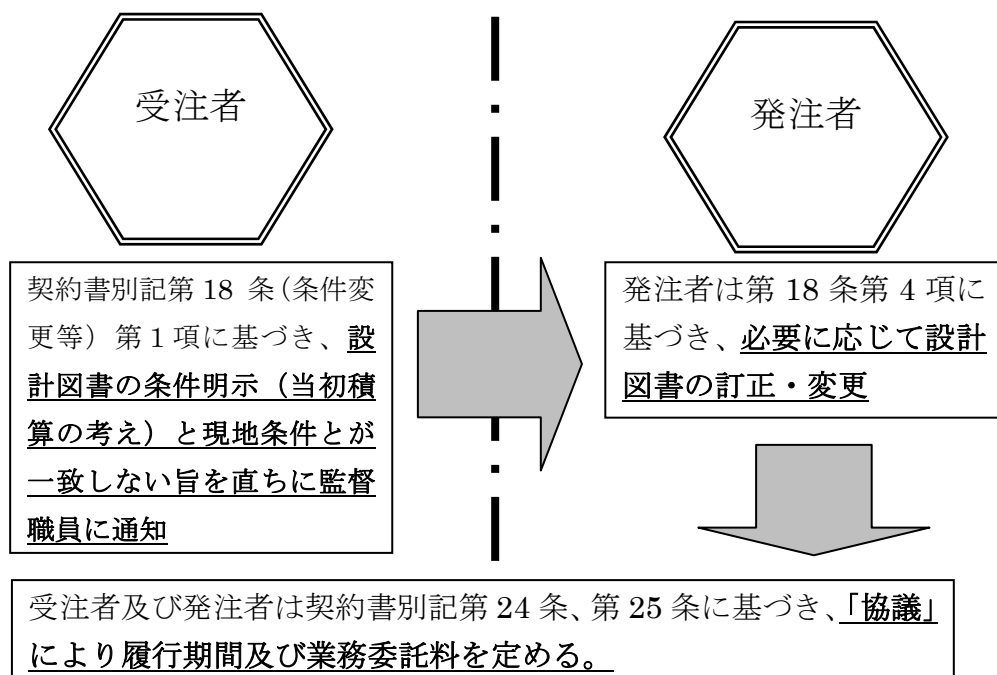
ケース 3 設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の現場が一致しない場合

【契約書別記第 18 条第 1 項第 4 号】

自然的な施行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な施行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な施行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

- 例 ア．現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目や測量、地質調査が増えた。
- イ．詳細な調査や構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要性が生じたり、追加の調査・検討が必要となった。
- ウ．業務施行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった、あるいは追加の調査等が必要となった。
- エ．予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、業務の続行ができなかった。
- オ．関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行ができなかった。
- カ．業務を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- キ．概数により発注し、現地踏査の結果による数量変更
- ク．その他、新たな制約等が発生した場合

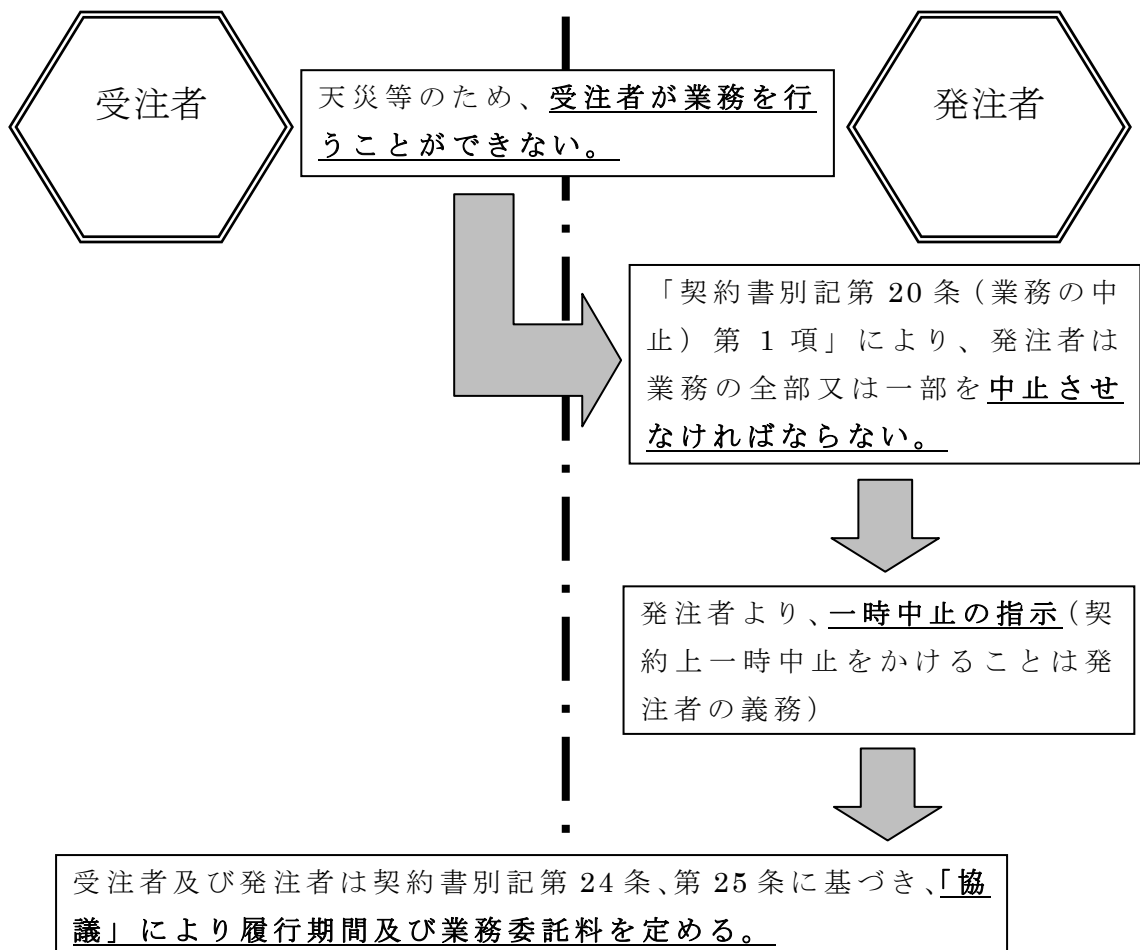


ケース 4 業務の中止の場合の手續

【契約書別記第 20 条第 1 項】

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

- 例 ア．第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
イ．環境問題等の発生により業務の続行が不適用又は不可能となった。
ウ．天災等により業務の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適用又は不可能となった。
エ．埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合。



ケース5 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続

【契約書別記第22条】

受注者の責に帰さない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合は、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。

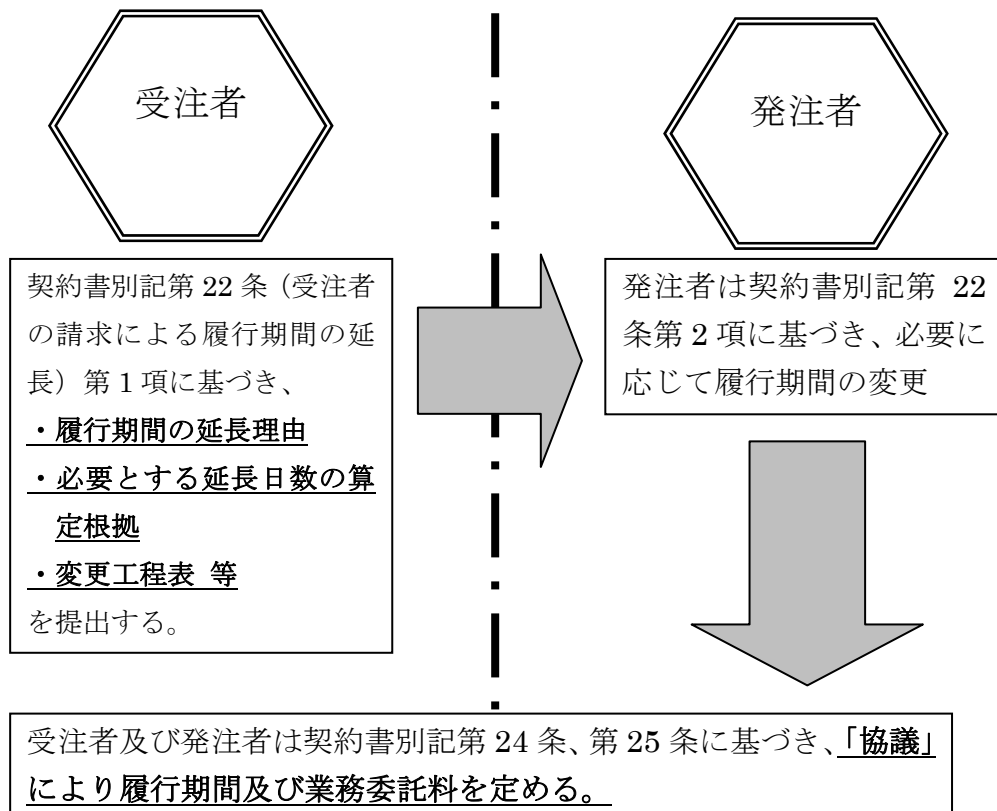
例 ア. 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

イ. 天災等により業務の履行に支障が生じた。

ウ. 関係機関との協議が未了または協議遅延により方針の決定が遅れたことにより履行期間に影響を与えた場合。

エ. 既往成果の設計に不備が多く、発注者による見直しにより業務開始までに時間を要した場合。

オ. 設計に必要な地質データが不足しており、発注者による追加調査に伴い業務が遅延した場合。



ケース6 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

【標準仕様書第1106条、第2107条、第3105条】

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合。

- 例 ア. 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。
- イ. 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ウ. 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合
- エ. 既存成果品の応力計算や図面の修正が必要となった場合。

(参考) 「設計図書の点検」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲は、以下のとおりです。

設計図書の内容に係る整合性がとられているかどうかの確認

- ①. 数量計算書と仕様書の内容の整合確認
- ②. 図面、仕様書、質問回答書の内容の整合確認

設計図書記載内容の作業現場の状態・施行条件（実際の作業現場の状態・履行条件が一致しているかなど）の確認

- ①. 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか
- ②. 設計図書と現地が整合しているか
- ③. 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違い等の不備はないか
- ④. 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか
- ⑤. 業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、もしくは実施済み内容が明示されているか

(参考) 既存業務の成果品に誤りがある場合

受注者が設計図書の点検を行った結果、既存業務の成果品に誤りを見つけた場合には、速やかにその事実を発注者に報告しなければなりません。

この報告を受けた発注者は、既存業務の受注者に対して、原因の調査を指示し、誤りが既存業務受注者の責にある場合には、既存業務の契約における「瑕疵担保請求」を求めるとを含め検討する必要があります。

5 設計変更手続きフロー

条件変更等に係る手続の流れは、以下のとおりである。

【契約書別記第 18 条】

契約書別記第 18 条（条件変更等）抜粋

- ① 図面、仕様書、金額を記載しない内訳書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）
- ② 設計図書に誤謬、脱漏があること
- ③ 設計図書の明示が明確でないこと
- ④ 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること
- ⑤ 設計図書で明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

